木更津市告示第３０９号

公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条で準用する地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管してありますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和８年１１月１３日

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

氏名	書類				摘要
	年度	税目	種類	期別	
小野　京子	令和８年度	後期高齢者医療保険料	督促状	第３期	
島袋　弘	令和８年度	後期高齢者医療保険料	督促状	第３期	
木田　芳明	令和８年度	後期高齢者医療保険料	督促状	第３期	

備考　この掲示をはじめた日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったとみなされます。